毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

大 分 県 編集 元屋印刷株式会社

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

十二月二十七日 令 第 五七二号 和 六 年 曜 金 日) 供用を開始する。 大分県告示第五百八十一号 その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 令和六年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え

次のように道路の

目 示 次 置いて一般の縦覧に供する。 道路の種類及び路線名 令和六年十二月二十七日

〇 告 示

県道梶寄浦佐伯線

から

佐伯市鶴見大字吹浦字竹ノ内一八四一番一

令六・一二・二七

佐伯市鶴見大字吹浦字鯛網代一八七四番

供

用 開

始 区 間

供用開始年月日

大分県知事

佐

藤

樹

郎

大分県告示第五百八十号

区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の

その関係図面は、令和六年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え

令和六年十二月二十七日

及び路線名道路の種類

区

間

前 後 別区域変更

敷地の幅員

延

長

道路の種類及び路線な

佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜

一一六番一地先から

佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜

前

一三・八

五.

二六四・二

メートル

メートル

県道四浦港津井浦線

七七番五九地先まで

津井浦線 県道四浦港

佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜

一六番五から

佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜

後

五二・二

\\ \frac{1}{2} \cdot \cd

二六四・二

六三番五まで

大分県知事

置いて一般の縦覧に供する。

佐 藤 樹 郎

> 供用を開始する。 置いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え

令和六年十二月二十七日

大分県告示第五百八十二号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のように道路の

区間供用	(分県知事 佐 藤
間	佐
用	
	樹一郎
	間供用開始年

令和六年十二月二十七日

大分県報 (告示)